

令和6年度商品中古自動車の自動車税種別割の軽減について（お知らせ）



中古自動車販売事業者が所有し、かつ、展示されている商品中古自動車については、所定の要件を満たした場合、自動車税種別割が軽減されます。軽減を希望される中古自動車販売事業者におかれましては、令和6年5月31日（金）までに管轄の（課税した）県税事務所まで軽減申請をしてください。

1 軽減の対象となる自動車

- ① 申請年度の4月1日午前零時現在、自動車検査証の所有者・使用者が同一の中古自動車販売事業者の名義である自動車（所有者と使用者の関係が、本店・支店又は営業所の場合も可。）
- ② 新規登録車（新車・中古問わず）で登録から半年を経過した自動車（軽自動車は除きます。）
※令和5年10月1日以降に新規登録された自動車は、今回の軽減対象ではありません。
- ③ 商品中古自動車として（一財）日本自動車査定協会が証明した自動車（社用車及び自己使用車又は車検の際の代車として使用される自動車は含まれません。）
- ④ 商品中古自動車として展示されている自動車（修理その他やむを得ない理由により展示できない場合は除きます。）

2 軽減の対象となる中古自動車販売事業者

- ① 古物営業法第3条に定める古物商の許可を受けている者（申請者が法人の場合において、従業員の個人許可証での申請は受け付けません。）
- ② 申請の前年度以前に課税されたすべての自動車税種別割及びそれに係る延滞金を滞納していない者（滞納があつて、申請年度の法定納期限までに完納できる中古自動車販売事業者も含まれます。）
- ③ 申請年度に課税されたすべての自動車税種別割（申請自動車も含む）を納期限内に納付することができる者
- ④ 地方税に関して罰金以上の刑又は通告処分を受けた中古自動車販売事業者にあつては、その刑の執行が終わり又は通告を履行した日から3年を経過していること
- ⑤ 地方税に関して滞納処分（差押え等）を受けた中古自動車販売事業者にあつては、その処分が完結した日から2年を経過していること

3 軽減される自動車税種別割の額（年税額の12分の3に相当する税額が軽減されます。）

- 例1 年税額39,500円の場合、軽減額は9,900円となります。
- 例2 年税額39,500円で5月に抹消した場合、月割納付税額は6,500円となることから軽減額は6,500円（全額軽減）となります。
- 例3 年税額39,500円で7月に抹消した場合、月割納付税額は13,100円となることから軽減額は9,900円となります。

4 軽減の申請方法 （次の①から②の順序で申請してください。）

① 商品中古自動車証明の申請

- 申請先 (一財)日本自動車査定協会佐賀県支所
(〒849-0928 佐賀市若楠2丁目7-1 電話 0952-30-7300)
- 申請受付期間 令和6年4月1日（月）～令和6年4月30日（火）
- 申請書類 ア 商品中古自動車証明申請書（手書き用の申請用紙は同協会佐賀県支所で入手できます。同協会佐賀県支所のホームページから申請用紙データもダウンロードできます。）
イ 古物商許可証の写し
(公安委員会へ提出した「主たる営業所等届出書」(写)を添付してください。)
ウ 申請自動車の自動車検査証（電子車検証の場合は自動車検査証記録事項）の写し
エ 4月1日以降に申請自動車を売却した場合は、その売買契約書の写し
- 証明手数料 申請自動車1台につき550円（税込み）

② 自動車種別割軽減申請書の提出

- 申請先 管轄の佐賀・唐津・武雄の各県税事務所（注）
- 申請受付期限 令和6年5月31日（金）
- 申請書類 ア 「中古自動車販売業者の所有する商品中古自動車に係る自動車税種別割の軽減申請書」
イ ①の商品中古自動車証明書
ウ 申請自動車の自動車検査証（電子車検証の場合は自動車検査証記録事項）の写し（無い場合は申請年度の自動車税種別割納税通知書の写しでも可。）
エ 古物商許可証の写し
（初めて申請する場合や記載事項変更等がある場合は実物をご持参ください。）
オ 4月1日以降申請時まで申請自動車を売却した場合はその売買契約書の写し

（注） 管轄する（課税した）県税事務所が2か所以上ある場合の申請について

- 商品中古自動車を複数台所有しており、管轄の県税事務所が2か所以上ある場合は、県税事務所ごとに、それぞれ「中古自動車販売業者の所有する商品中古自動車に係る自動車税種別割の軽減申請書」を作成してください。（したがって、中古自動車販売事業者によっては、最大、佐賀・唐津・武雄の3県税事務所分を作成していただく必要があります。）
- 管轄の県税事務所は、下記の自動車税種別割納税通知書兼領収証書の四角で囲んだ箇所に管轄の県税事務所長名が記載されていますので、必ずご確認ください。

また、県税事務所から送付される「所有車一覧表」にも自動車ごとに管轄の県税事務所が表示されています。

こちらに管轄する（課税した）佐賀・唐津・武雄のいずれかの県税事務所長名が記載されています。↑

- 申請書の提出に当たっては、中古自動車販売事業者の主たる事務所（又は担当部署）が所在する市町を管轄する県税事務所あてご提出ください。（他の県税事務所あての申請書についても、まとめてご提出できます。）

5 申請書の提出先及びお問い合わせ先

申請書の作成及び提出について、ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

県税事務所名	電話番号	メールアドレス	所在地	管轄区域（市町）
佐賀県税事務所 （納税課 納税管理担当）	0952-30-3162	sagakenzei@pref.saga.lg.jp	〒849-0925 佐賀市八丁畷町8-1 （佐賀総合庁舎内）	佐賀市、鳥栖市、多久市、 小城市、神埼市、吉野ヶ里町、 基山町、上峰町、みやき町
唐津県税事務所 （納税課 収納管理担当）	0955-73-1551	karatsukenzei@pref.saga.lg.jp	〒847-0861 唐津市二夕子3-1-5 （唐津総合庁舎内）	唐津市、玄海町
武雄県税事務所 （納税課 滞納整理担当）	0954-23-3103	takeokenzei@pref.saga.lg.jp	〒843-0023 武雄市武雄町昭和263 （武雄総合庁舎内）	武雄市、伊万里市、鹿島市、 嬉野市、有田町、大町町、 江北町、白石町、太良町